

私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変制度） ～家計が急変した世帯へのお知らせ～

制度概要

「奨学のための給付金」は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内在住の低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の負担軽減のために実施されています。

新型コロナウイルス感染症の影響などで、保護者の収入が激減するなどの**家計急変**によって、**非課税に相当する水準まで収入が激減した世帯**を対象とします。なお、「奨学のための給付金」は返済の必要はありません。

主な要件

- ① 保護者等（親権者全員）が、**大阪府内に在住**していること
- ② **収入が激減するなど家計の急変により、保護者等（親権者全員）の家計急変後1年間の収入見込額が、市町村民税及び道府県民税の所得割（以下、「所得割」という。）が非課税である世帯に相当すると認められること**
※例 4人世帯の場合…会社員：給与総支給額が約271万円以下 自営業等：所得が182万円以下となる世帯
- ③ 家計急変が**外的要因（災害や新型コロナウイルス感染症の影響等本人の責めによらないもの）**によるものであり、収入が減少している状態が申請時点でも継続していること
- ④ **保護者等（親権者全員）の令和3年度の所得割が非課税世帯ではないこと**
※令和3年度の所得割が非課税世帯は、奨学のための給付金（通常制度）に申請してください。
 ※奨学のための給付金（通常制度）の申請書は、在学する学校から配布されます。詳しくは学校にお問い合わせください。
 ※その他詳細は、大阪府ホームページ等でご確認ください。

通常制度と家計急変制度を2つとも受けることはできません。

給付金額

家計の急変が発生した時期により、給付金額が異なります。

- ① 令和3年6月30日以前に家計が急変し、学校の定める期限までに申請した場合 → 下表の給付金額を支給します。
 - ② 令和3年6月30日以前に家計が急変したが、学校の定める期限を過ぎて申請した場合
 - ③ 令和3年7月1日以降に家計が急変した場合
- 下表の給付金額の一部を支給します（※）。
- ※ 給付金額を12カ月で割った金額に、申請日が属する月の翌月から令和4年3月までの月数を掛けて算出。

対象生徒の区分	給付金額
	専攻科
家計急変後の収入見込額が所得割非課税相当であると認められる世帯	50,100円

申請について

家計急変制度の申請を希望する場合は、申請書類を事務室に取りに来て下さい

制度に関する問合せ先

- 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当
 電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276
- ※お電話の際は、「**専攻科生徒の家計急変世帯向けの奨学のための給付金の件**」とお伝えください。
- 大阪府ホームページ

「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金（専攻科・家計急変世帯向け）について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/kyuhen_syuuti_senko.html

携帯・スマートフォンからはこちら→

